

## 感染症発生動向調査に届け出られた鳥類の鳥インフルエンザの動向について

2004 年 10 月 1 日～2024～2025 シーズン（2024 年第 36 週～2025 年第 35 週）診断、2025 年 9 月 26 日時点

国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所

応用疫学研究センター

感染症サーベイランス研究部

鳥インフルエンザは、インフルエンザウイルス A 型によって引き起こされる鳥類の感染症である。鳥インフルエンザウイルスは野鳥の中で循環しており、野鳥の移動に伴うウイルスの拡散により、家きんへの感染伝播による甚大な経済的損害や、希少種への感染による生物多様性への影響などを引き起こす[1,2]。鳥インフルエンザウイルスのうち H5N1 等の一部の亜型については、近年、哺乳類への適応に関与する遺伝子変異の検出や、哺乳類での感染報告が相次いでいる[3-5]。遺伝子変異の蓄積によりヒトへの感染性が高まったウイルスが出現する可能性が否定できず、新たなパンデミックの原因となり得ることから、鳥インフルエンザは公衆衛生として重要な感染症である[3,6]。

日本において、鳥インフルエンザの発生状況については、複数のサーベイランスが実施されている。家きんにおける鳥インフルエンザの発生状況については、家畜伝染病予防法[7]に基づくサーベイランスが行われており、野鳥等での発生状況は、環境省を実施主体としたサーベイランス[8]の対象となっている。加えて、家きん、野鳥を含む鳥類に属する動物の鳥インフルエンザについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づくサーベイランス（以下、感染症発生動向調査）の対象ともされている。鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）に感染した、又はその疑いのある鳥類を診断した獣医師等には、感染症発生動向調査として直ちに届出することが義務づけられている[9]。H5N1 は 2004 年 10 月から[10]、H7N9 は 2013 年 5 月から[11]、届出対象とされた。感染症発生動向調査は、日本における鳥インフルエンザのサーベイランスの中で、唯一、「人と当該感染動物との接触の状況」に関する情報を収集し、国立健康危機管理研究機構の感染症情報提供サイト内「感染症サーベイランス情報のまとめ・評価」ページにて公開している。

ヒトにおける鳥インフルエンザ症例については、感染症法第 12 条の規定に基づき、鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）は二類感染症として、鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9 を除く）は四類感染症として届出が義務づけられている。なお、国内では、これまでヒトにおける鳥インフルエンザ症例の届出はない（2026 年 9 月 8 日時点）。

本稿では、感染症発生動向調査に届け出られた鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）の鳥類について、動向をまとめるとともに、ヒトへの感染機会としての注意喚起に資するべく、「人と当該感染動物との接触の状況」についても報告する。

日本の季節性インフルエンザのシーズンを参考にして、前年の第 36 週～当該年の第 35 週までを 1 シーズンとして、シーズンごとに届出数を計上した。なお、鳥インフルエンザの鳥類の届出は個体数としてではなく事例単位で行われていることから、本稿では届出事例数を集計した。届

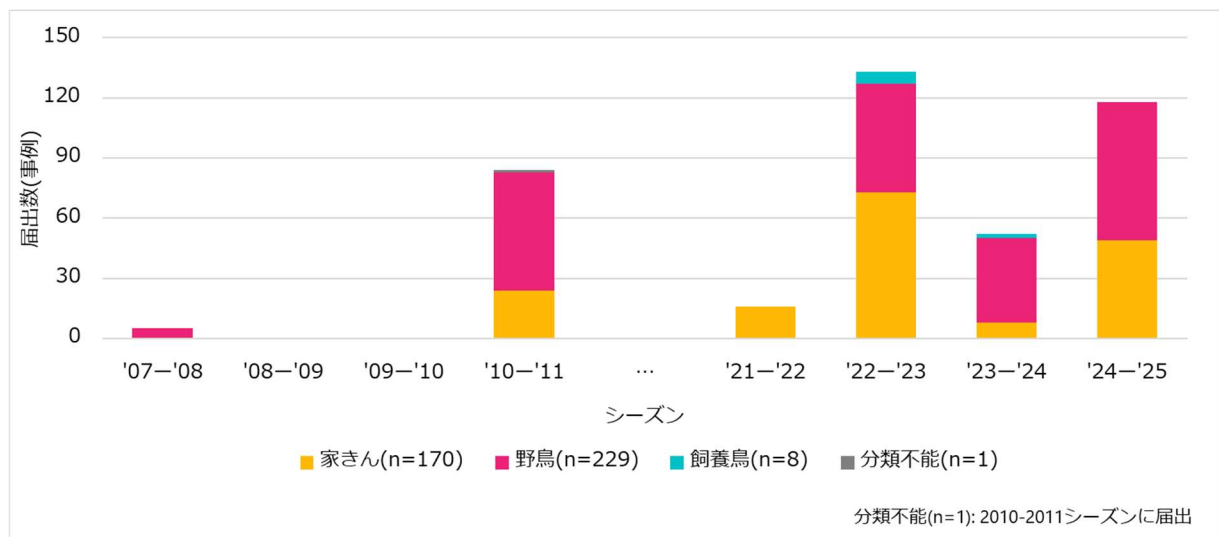
出票では、動物の所在地、診断方法、診断年月日、人と当該感染動物との接触の有無およびその状況（自由記載）等の情報を収集している [9]。鳥の種類については、届出票に記載の「鳥の種類」に基づき、家きん（飼養されている鳥類のうち、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）[12]、野鳥、飼養鳥（家きんを除く飼養されている鳥類）、および分類不能（いずれの区分にも分類できない鳥類）に分類した。

感染症発生動向調査において届け出られた最初の事例は 2008 年 4 月診断のもので、それ以降 2025 年第 35 週までに 408 事例が届け出られた。亜型の記載があったもののうち 217 事例が H5N1 で、H7N9 の事例はなかった。

### 鳥の種類別 届出状況

2025 年第 35 週までに届出された動物の種類は、家きん 42%（170/408 事例）、野鳥 56%（229/408 事例）、飼養鳥 2%（8/408 事例）、分類不能 0.2%（1/408 事例）であった。シーズンごとでみると、2007－2008 シーズンが 5 事例（野鳥 5）、その後 2 シーズンは届出がなく、2010－2011 シーズンには 84 事例（家きん 24、野鳥 59、分類不能 1）の届出があり、その後 10 シーズンは届出がなかった。2021－2022 シーズンが 16 事例（家きん 16）、2022－2023 シーズンが 133 事例（家きん 73、野鳥 54、飼養鳥 6）、2023－2024 シーズンが 52 事例（家きん 7、野鳥 43、飼養鳥 2）、2024－2025 シーズンが 118 事例（家きん 49、野鳥 69）であった（図 1）。

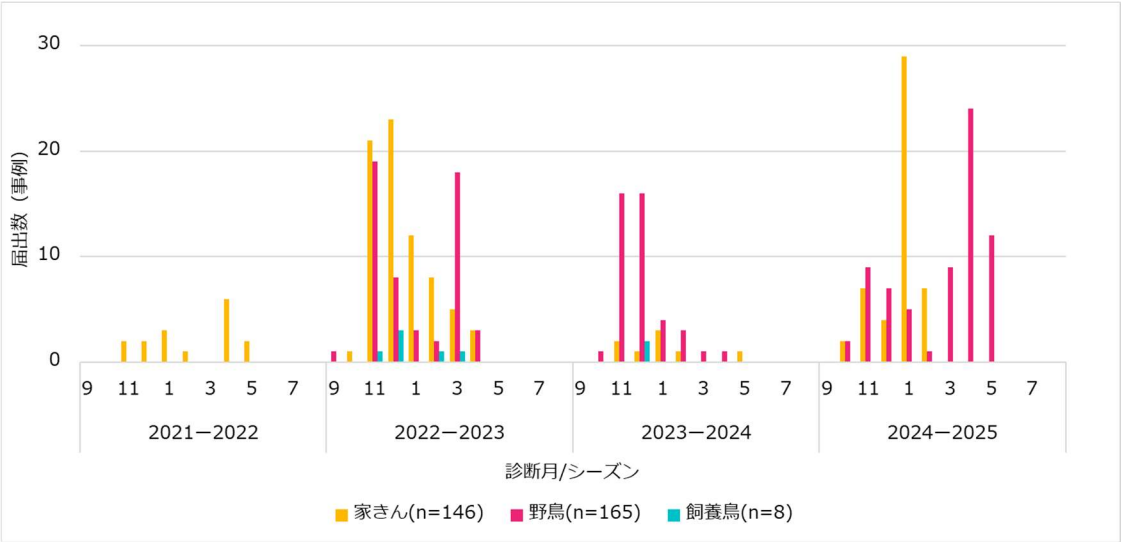
図 1. 感染症発生動向調査における鳥類の鳥インフルエンザの診断シーズン別／鳥種区分別届出数（n=408、2007－2008 シーズン～2024－2025 シーズン、2025 年 9 月 26 日時点）



特にシーズン中に事例が届出されるようになった 2021－2022 シーズン以降の、診断月ごとの届出数を図 2 に示す。いずれのシーズンにおいても、届出事例は 9 月～5 月の間に診断されており、夏季（6 月～8 月）に診断された事例の届出はなかった。家きんの届出事例数は、2021－2022 シーズンは 4 月に最も多かったが、2022－2023 シーズン以降は 12 月～1 月に最も多かつ

た。野鳥では、2022－2023 シーズンおよび 2023－2024 シーズンでは 11 月～12 月に最も多かったが、2024－2025 シーズンは 4 月が最も多かった。

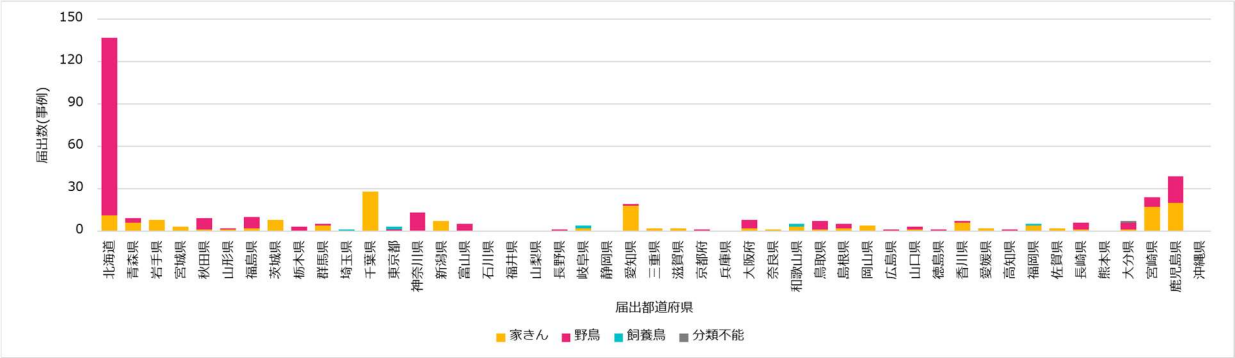
図 2. 感染症発生動向調査における鳥類の鳥インフルエンザの診断月別／鳥種区分別届出数 (n=319、2021-2022 シーズン～2024-2025 シーズン、2025 年 9 月 26 日時点)



都道府県別 届出状況

2025 年第 35 週までに 40 都道府県から届出があり、北海道 137 事例（家きん 11、野鳥 126）、鹿児島県 39 事例（家きん 20、野鳥 19）、千葉県 28 事例（家きん 28）の順で多かった（図 3）。鳥種区分別にみると、家きんでは 30 道府県から届出があり、千葉県が 28 事例と最も多く、次いで鹿児島県 20 事例、愛知県 18 例であった。野鳥では、25 都道府県から届出があり、北海道が 126 事例と最も多く、鹿児島県 19 事例、神奈川県 13 事例であった。

図 3. 感染症発生動向調査における鳥類の鳥インフルエンザの報告都道府県別／鳥種区分別届出数 (n=408、2008 年～2025 年、2025 年 9 月 26 日時点)



## 届出事例における人と当該感染動物との接触の状況

届出された「人と当該感染動物との接触の状況」については、「あり」とされたものが 86% (352/408 事例; 家きん 166、野鳥 178、飼養鳥 8) だった。「人と当該感染動物との接触の状況」が「あり」とされたもののうち、66% (231/352 事例; 家きん 139、野鳥 84、飼養鳥 8) については、自由記載欄に接触したヒトの属性（例：従業員、家畜保健衛生所職員、死体発見者、等）や接触状況の詳細に関する記載（例：個人防護具を着用、等）があった。そのうち、養鶏関係者に関する記載が 118 事例、防疫作業従事者に関する記載が 59 事例（重複あり）について認められ、「住民」等の不特定多数との接触を示唆する記載は 2 事例あった。

## 2024-2025 シーズンの状況

届出事例は H5N1 もしくは亜型不明であり、鳥種分類別にみると家きんの届出が 49 事例と過去 2 番目に多かったほか、野鳥の届出が 69 事例とこれまで最多だった。15 都道府県から届出があり、北海道 64 事例（家きん 2、野鳥 62）、千葉県 16 事例（家きん 16）、愛知県 13 事例（家きん 13）の順で多かった。

家きんについては 13 道県から届出があり、千葉県 16 事例、愛知県 13 事例、岩手県 5 事例の順で多く、鳥種は 48 事例が鶏、1 事例がうずらであった。野鳥は 4 道県から届出があり、北海道が 62 事例と圧倒的に多く、鹿児島県 4 事例、福島県 2 事例の順であった。

また、H7N9 の事例の報告はなかった。

鳥インフルエンザの流行は家畜衛生、野生動物保全、およびヒトの公衆衛生など幅広い分野に影響を与える課題であり、ワンヘルス・アプローチの観点から、鳥類における鳥インフルエンザの継続的なモニタリングが重要である。また、鳥インフルエンザは、感染症発生動向調査において、ヒトの症例に加えて動物の事例もサーベイランスの対象とされている、数少ない感染症の一つである。国内においては、これまでヒトにおける鳥インフルエンザ症例の届出はない一方、鳥類に属する動物における事例は 2021-2022 シーズン以降継続的に届出されており、人と当該感染動物との接触についても報告されている。接触が報告されたヒトの属性情報では、養鶏関係者もしくは防疫作業従事者等、職業上の曝露と推定されるものが多くを占めた。一方で、一般住民等と鳥インフルエンザ感染個体との接触を示唆する記載も認められた。

感染症発生動向調査での届出内容を集計して記述される鳥インフルエンザに関する情報は、職業曝露の予防や住民への啓発を実施するうえで有用であると考えられる。一方で、鳥インフルエンザの鳥類に属する動物の届出については、検査体制、感染鳥類の発見機会および届出運用等の影響を受ける可能性があり、報告感度や報告の偏りについて、今後さらなる検討および改善の余地があると考えられる。

## 引用

1. Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) , Avian Influenza,  
<https://www.fao.org/animal-health/animal-diseases/avian-influenza/en>, 2026 年 5 月 19 日閲覧
2. World Organization for Animal Health (WOAH) , Avian Influenza,  
<https://www.woah.org/en/disease/avian-influenza/>, 2026 年 5 月 19 日閲覧
3. FAO, WHO, and WOAH, Updated joint FAO/WHO/WOAH public health assessment of recent influenza A (H5) virus events in animals and people,  
[https://cdn.who.int/media/docs/default-source/influenza/human-animal-interface-risk-assessments/2025\\_04\\_17\\_fao-woah-who\\_h5n1\\_assessment.pdf?sfvrsn=9bc6cc8e\\_1&download=true](https://cdn.who.int/media/docs/default-source/influenza/human-animal-interface-risk-assessments/2025_04_17_fao-woah-who_h5n1_assessment.pdf?sfvrsn=9bc6cc8e_1&download=true), 2026 年 5 月 19 日閲覧
4. Pardo-Roa, C., Nelson, M.I., Ariyama, N. *et al.* Cross-species and mammal-to-mammal transmission of clade 2.3.4.4b highly pathogenic avian influenza A/H5N1 with PB2 adaptations. *Nat Commun* **16**, 2232 (2025) . <https://doi.org/10.1038/s41467-025-57338-z>
5. U.S. Department of Agriculture, Detections of Highly Pathogenic Avian Influenza in Mammals.  
<https://www.aphis.usda.gov/livestock-poultry-disease/avian/avian-influenza/hpai-detections/mammals?page=1>, 2026 年 6 月 11 日閲覧
6. 国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所, 高病原性鳥インフルエンザウイルス A (H5N1) 感染事例に関するリスクアセスメントと対応, <https://id-info.jihs.go.jp/risk-assessment/avian-influenza-a-h5n1/20230413/index.html>, 2026 年 6 月 1 日閲覧
7. 家畜伝染病予防法, <https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC1000000166>, 2026 年 6 月 11 日閲覧
8. 環境省, 高病原性鳥インフルエンザに関する情報,  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/), 2026 年 6 月 11 日閲覧
9. 厚生労働省, 感染症法に基づく獣医師が届出を行う感染症と動物について,  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/02.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/02.html), 2026 年 6 月 1 日閲覧
10. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について, 平成 16 年 9 月 22 日, 健感発第 0922001 号,  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb8384&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb8384&dataType=1&pageNo=1), 2026 年 8 月 27 日閲覧
11. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準について」の一部改正について, 平成 25 年 4 月 26 日, 健感発 0426 第 5 号,  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000144472.pdf>
12. 農林水産省, 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針, [https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_bousi/attach/pdf/index-75.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-75.pdf), 2026 年 5 月 19 日閲覧